

外国証券情報

ソフトバンクグループ

米ドル建劣後社債 8.25% 2065 年 10 月 29 日満期

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称
ソフトバンクグループ株式会社
- (2) 発行者の所在地
- (3) 発行者の概要（発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項）
- (4) 経理の概要

※（2）～（4）については下記ご案内の手順で「有価証券報告書」をご参照ください。

<外国会社報告書・有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

ホームページアドレス：<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

- ① トップページ画面左手「書類検索」をクリック
- ② 書類簡易検索画面で「提出者／発行者／ファンド」に『ソフトバンクグループ』と入力、「書類種別」で『有価証券報告書』にチェックして「検索」ボタンをクリック

又は

- ① トップページ画面左手「書類検索」をクリック
- ② 表示された画面左手「検索」メニュー内の「書類詳細検索」をクリック
- ③ 書類詳細検索画面で「提出者 EDINET コード」に『E02778』と入力、「書類種別を指定する」で『有価証券報告書』にチェックして「検索」ボタンをクリック

<発行者その他これに準ずるものにより公表されているホームページ>

ホームページアドレス：<https://group.softbank/>

2 証券情報

(1) 有価証券の名称

ソフトバンクグループ 米ドル建劣後債 8.25% 2065年10月29日満期

(2) 発行地及び上場・非上場の区分

発行地： ユーロ市場

上場市場： フランクフルト証券取引所、他

(3) 発行日

2025年10月29日

(4) 発行額

11億米ドル（2025年10月29日現在）

(5) 利率及び利払金の決定方法

① 2025年10月29日から2035年10月28日まで

固定利率：年率8.25%（発行通貨ベース、税引前、ISMA-30/360）

② 2035年10月29日から2050年10月28日まで

変動利率：5年物米国国債利回り+4.545%（発行通貨ベース、税引前、ISMA-30/360）

③ 2050年10月29日から2055年10月28日まで

変動利率：5年物米国国債利回り+4.595%（発行通貨ベース、税引前、ISMA-30/360）

④ 2055年10月29日以降

変動利率：5年物米国国債利回り+5.295%（発行通貨ベース、税引前、ISMA-30/360）

注）ただし、発行体が格付会社 S&P より投資適格格付けを付与された場合、上記③への移行を行わないことを選択できる。この場合、2050年10月29日から2055年10月28日までの期間においては、5年物米国国債利回り+4.545%で計算されるものとする。

(6) 利払日

年2回（毎年4月29日及び10月29日 初回利払日は2026年4月29日 休業日に当た
る場合は翌営業日

(7) 償還期限

2065年10月29日

(8) 償還金額及び償還金の決定方法

期限前償還または買入消却されずに満期償還を迎えた場合、額面金額で償還される。

2035年7月29日から2035年10月29日までの期間、および以降の各利払い日に、発行済
み本債券の全部（一部償還は不可）を、発行者の任意で償還させることができる。

(9) 課税上の理由、格付け変更および資本拘束条項等の発生による償還

税制の変更等により利息の損金算入が認められなくなる場合、源泉税課税が新たに生じる場
合、または格付機関による評価手法や資本拘束条項等により本債券の資本性評価が失われる
場合には、発行者の選択によりいつでも本債券の全部（一部償還は不可）を、券面額 100%
の価額で、償還確定日（ただし、償還確定日を除く。）までの経過利息および未払利息、なら
びに追加金額を支払い期限前償還することができる。ただし、発行体が資本拘束条項等の発

- 生後 30 日以内に債券の償還を選択しない場合は、資本拘束条項等の発生後 30 日目（当該日を含む）から、利率が年 3%増額される。
- (10) 受託会社又は預託機関
受託会社： Bank of New York Mellon / London Branch
- (11) 担保又は保証に関する事項
特になし
- (12) 他の債務との弁済順位の関係
本劣後債券は、ソフトバンクグループ社の清算手続き等において、一般の債務に劣後し、当社が 2021 年、2023 年、及び 2025 年に発行した円建劣後社債、2017 年に発行した米ドル建永久劣後社債、及び最上位の優先株式（今後発行した場合）と同順位として扱われ、普通株式に優先する。
- (13) 発行、支払及び償還に係る準拠法
英国法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません。

劣後社債の投資に関する主なリスクについて

※ 為替変動リスク

本劣後債券の円で換算した場合の元利金支払額は、外国為替相場の変動によりその影響を受けます。これにより、円換算した償還価格または売却価格が投資元本を割り込むことがあります。

※ 価格変動リスク

本劣後債券の途中売却価格は、金利動向の影響を受けて上下します。これにより期中の時価が投資元本を大きく割り込むことがあり、償還前に売却する場合には損失を生じることがあります。

※ 信用リスク

本劣後債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。信用状況の変化は発行者の経営・財務状況の変化によって、あるいは、これに対する外部評価の変化によって生じます。これにより、利払い、額面の償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。

※ 流動性リスク

本劣後債券については、流通市場の状況によっては売却希望時に直ちに売却換金すること困難な場合があります。万一途中売却される場合、発行者の信用力や市場環境などによって売却価格が投資元本を下回ることがあります。

※ カントリーリスク

発行体の属する国の国情の変化（政治、経済、取引規制等）により、投資元本割れや途中売却が出来なくなるおそれがあります。

※ 利率変動リスク

本劣後債券の利率は、当初一定の期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動します。

※ 元利金の支払いおよび中途換金に関するリスク

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、元利金支払の遅延、もしくは債券の途中売却に支障が生じる場合がございます。

※ 発行者による繰上償還リスク

本劣後債券は、発行者が、あらかじめ決められたコールの権利行使可能日において、発行者の任意で償還させる権利を有しています。また、税制が変更された場合等には、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、発行価格（額面価格 100%。買付価格とは異なります。）となりますので、オーバーパーの価格で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります。

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

Jトラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第35号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。